

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

函館国際水産・海洋都市構想の推進
～新水産・海洋都市はこだてを支える人材養成～

2 地域再生計画の作成主体の名称

函館市

3 地域再生計画の区域

函館市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

(1) 函館市の地理的・自然的特性

函館市は、太平洋、津軽海峡および日本海に囲まれた道南の中核都市である。道南周辺海域は、日本海を北上する対馬海流と南下するリマン海流、太平洋側からは千島海流（親潮）が流れ込んでいることから、イカ・サケ・マス等の回遊性魚種の魚道やウニ・アワビ・コンブ等の採貝藻漁場などの優良な漁場を形成しており、全国でも有数の漁獲量を誇っている。

(2) 水産・海洋に関する学術研究機関の集積

本市には、水産・海洋系の研究・教育機関として世界的に評価の高い「北海道大学大学院水産科学研究院」、情報科学分野で先端的な取組を行っている「公立はこだて未来大学」、および工業系専門技術者の育成と地域企業との共同研究に多数の実績がある「函館工業高等専門学校」など、高度な学術機関が存在する。また、バイオテクノロジーや水産食料品加工分野などにおいて高度技術の研究・普及を行っている「北海道立工業技術センター」、さらには水産資源に関する調査・研究、技術サポートをしている「北海道立函館水産試験場」など、水産・海洋に関する研究機関も数多く立地している。

(3) 水産・海洋に関する産業の集積

本市は、古くから“北洋漁業を中心とする水産業のまち”、“函館ドックに代表される造船のまち”、“青函連絡船の発着する北海道開拓の玄関口”として成長してきたことから、水産業、水産食料品製造業、造船および関連する機械器具製造業など、水産・海洋に関する独特な産業が集積し、伝統に裏付けられた高度な技術が培われている。

(4) これまでの函館市の取組

水産・海洋分野での本市の優位性を活用し、発展のあるまちづくりを進めるため、平成15年3月に「函館国際水産・海洋都市構想」を策定し、同年6月、構想の推進組織として、産学官で構成する「函館国際水産・海洋都市構想推進協議会」を設立した。平成21年4月には、本構想をさらに強力に推し進めるため、

産学官が協力し、「一般財団法人 函館国際水産・海洋都市推進機構」を設立した。

《函館国際水産・海洋都市構想の基本方針》

- 1 水産・海洋に関する学術研究機関の充実および誘致
- 2 北海道大学大学院水産科学研究院の研究機能の充実
- 3 水産・海洋関連産業（水産業、水産加工、造船機械金属、海運）と学術研究機関との連携強化（産学官連携）
- 4 水産・海洋関連企業の誘致および起業化
- 5 学術研究と融合した観光の振興

4-2 地域の課題

現在、本市は、道南の中核都市でありながら、人口が減少に転じ、経済状況も厳しいなど、先行きの展望が開かれていない。活力ある都市を築いていくためには、水産・海洋に関する学術研究機関や産業の集積といった、当市の特性や優位性を活かし、まちづくりにつなげることが必要である。

そのためには、第一に、地域の水産・海洋関連産業を支える人材の養成や、ネットワークづくりが不可欠である。地元企業・団体・行政の職員が、それぞれの組織や業界における産学官連携の担い手として、新商品や新産業を創出するにあたり、中心的な役割を發揮することで、地域経済を活性化に向け牽引することが求められている。

第二に、本市の強みである水産・海洋分野に特化した工場や研究機関の誘致を図り、新規雇用の創出と地域経済の安定を確保することである。函館港湾に面した約10haの広大な土地（旧函館ドック跡地）に建つ「国際水産・海洋総合研究センター」や国内外の調査研究船や練習船の係留が可能な公共岸壁の整備に併せ、水産・海洋産業の集積を図り、各種研究施設と港湾が一体となった水産・海洋研究ゾーンの形成が期待される。

4-3 地域再生計画の数値目標

水産・海洋産業の集積により、地域の活性化を図るため、旧函館ドック跡地等に工場や研究機関を誘致し、平成21年度から25年度までの間に、水産・海洋分野における35人の新規雇用の創出、および市内総生産の約1.7億円の増加を見込む。

また、地場産業を支える人材を養成するため、平成22年度～25年度にかけて、水産・海洋分野において専門的な知識を有する「水産・海洋コーディネーター」を計15名養成するほか、構想に沿ったまちづくりを進めるうえで、水産・海洋分野に関する幅広い知識を有し、市民活動の中心的な役割を担う「海のサポーター」を計45名養成する。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

当市は、「国際的な水産・海洋に関する学術研究の拠点都市」を目指し、水産・海洋分野の官民の学術研究機関や民間企業に対する誘致活動を展開している。今後、有力なツールのひとつとして、地域再生支援利子補給金による支援措置の活用を図ることで、効果的に誘致を進める。これにより、進出した研究機関と地元企業、あるいは、進出した民間企業と地元学術研究機関による、相乗効果の高い共同研究を生み出し、革新技术の開発や新産業の創出を促進する。将来的には、

製造工場の整備などに結びつけ、水産・海洋産業を中心とした雇用創出や地域経済の活性化を図る。

また、「函館国際水産・海洋都市構想」を実現するために、多面的な業務を遂行できる「水産・海洋コーディネーター」として、水産・海洋に関する科学技術と地域の企業や漁業者等と行政を結び、そこから生まれる知的財産の管理や起業のノウハウを有する人材を、地元企業や行政団体等から養成する。コーディネーターは、新たな学際性を備えたオピニオンリーダーとなり、産学官連携を進め、次世代の水産・海洋都市の形成と発展を牽引する。

一方、「海のサポーター」として、水産・海洋に関する幅広い科学的知識を有し、市民生活、観光および水産・海洋科学学習などの分野で活躍できる人材も養成する。サポーターは、学術研究機関等が主催するイベントのボランティア活動や、水産・海洋都市はこだての啓発等の市民活動において中心的な役割を担う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称と番号

A2004：地域再生支援利子補給金（内閣府）

(2) 当該支援措置を受けて実施する取組

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が、本市における水産・海洋分野での新たな雇用機会の創出を伴う事業基盤の強化拡張や新分野進出・新規創業等の取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

(3) 貸し付けの対象とする事業の種別

- ① 企業その他の事業者が独自に開発した技術または蓄積した知見を活用した新商品の開発または新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の拡大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ② 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発およびその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ③ 歴史上もしくは芸術的価値の高い建造物として文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による指定を受けたもの、または歴史的な建造物としてその他法令の規定による指定を受けたものの活用または整備を行う事業
- ④ 国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第2条第2項に規定する国の行政機関をいう。）または地方公共団体（国および地方公共団体の出資または拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る試算を含む。）を譲り受けて行う事業
- ⑤ 地域経済の振興を図るため行われる流通の基盤を整備する事業
- ⑥ 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

(4) 利子補給金の受給を予定する金融機関

利子補給金の受給を予定する金融機関は、地域再生法第12条第1項の規定に基づく地域再生協議会となる『「函館国際水産・海洋都市構想」地域再生協議会』の構成員である以下の金融機関とする。

株式会社みずほ銀行

株式会社北海道銀行
株式会社青森銀行
株式会社みちのく銀行
株式会社北陸銀行
株式会社北洋銀行
函館信用金庫
渡島信用金庫
江差信用金庫
函館商工信用組合
株式会社商工組合中央金庫
株式会社日本政策投資銀行

(5) 利子補給を受けて実施する上記(3)の事業による経済的社会的効果等

本事業は「函館国際水産・海洋都市構想」に基づく企業誘致や設備投資等、地域経済活性化のための取組を支援するものであり、計画期間内の利子補給金給付対象事業を5件、雇用創出効果を35人、総生産約1.7億円（食料品製造業等3件）の経済効果を見込む。

※ 利子補給件数 5件

(水産・海洋関連企業3件、水産・海洋関連民間研究所2件)

※ 雇用創出効果 9.0人×3件+4.4人×2件≒35人

〔 本市1事業所あたり従業者数 食料品製造業等 9.0人 〕
〔 自然科学研究所(民営) 4.4人 〕

※ 経済効果 5,829万円×3件≒1.7億円

(本市1事業所あたり総生産 5,829万円)

5-3-1 その他の事業

(1) 支援措置の名称と番号

B0801：科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」
プログラム(文部科学省)

(2) 名称

新水産・海洋都市はこだてを支える人材養成

(3) 実施主体

北海道大学大学院水産科学研究院

(4) 実施予定期間

平成21年7月～平成26年3月

(5) 当該支援措置を受けて実施する取組

函館国際水産・海洋都市構想の実現に向け、水産・海洋に関する基礎的な科学技術の知識を持ち、地域の企業と学術研究機関を結びつけ、地域経済の活性化を目指すという確固とした目的意識を持つ人材の育成が急務となっている。地域全体を組織的にコーディネートする能力と人材を活用するためのネットワークづくりが必要であり、本プログラムを活用することで、水産・海洋都市はこだての未来を担う「水産・海洋コーディネーター」を育成するものである。

育成された人材は、函館国際水産・海洋都市推進機構の「水産・海洋コーディネ

ーターネット（仮称）」に登録し、本プログラムで取得した能力を構想の実現に活かすとともに、次世代のコーディネーターを育成する役割を持たせることで、世代交代にも対応できるネットワークづくりを目指す。

一方で、本構想の実現には、市民の理解が不可欠である。イベント等の開催により、構想の趣旨は少しずつ浸透しているものの、今後はその実現を下支えする応援団も必要である。本プログラムでは、一般市民を、市民活動での中心的な役割を担う「水産・海洋サポーター」として育成することも行う。将来的には、このサポーターの中から、コーディネーターを育成し、コーディネーターとサポーターを有機的に結びつけることで、人材力に厚みを増やし、機動的な人材の活用や知識の継承を図る。

5-3-2 その他の独自事業

(1) 旧プログラムに基づき認定されている事業

【11203】地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成 (平成16～26年度)

函館国際水産・海洋都市構想の中核的拠点施設となる、国際水産・海洋総合研究センターは、国や道、民間等の様々な学術研究機関を集積し、そこから生まれる革新技术や新事業を地域の産業と結びつけ、雇用の創出や地域産業の活性化を図ることを目的としている。総合研究センターの整備にあたっては、各省の研究施設の本センターへの入居可能性や整備に係る具体的な課題およびその解決策等を議論する必要があることから、「地域再生推進のためのプログラム」を活用し、平成16年8月に特定地域プロジェクトチーム「国際水産・海洋総合研究センター整備検討会議」を設置した。今後も、各省庁と随時情報交換や協議を行いながら、学術研究機関の誘致を進め、総合研究センターの整備を進める。

(2) 地域における取組

〔函館市の支援事業〕

①函館市水産・海洋産学連携促進補助金

函館国際水産・海洋都市構想に資するため、地域の中小企業が大学などで行う水産・海洋に関する分野の産学共同研究等に対し、その費用の一部を助成する制度（上限額は200万円）。

②学会開催補助金

函館市内で開催する学会や学術研究を目的とするシンポジウム等に対して、助成する制度（上限額は10～30万円）。

③函館市チャレンジ補助金

函館市における新たな起業への取組を奨励・促進するため、事業計画（チャレンジ計画）を募集し、認定した計画の実施に要する費用の一部を助成する制度（上限額は500万円）。

〔市民への啓発・PR事業〕

①まちかどデジタル水族館

函館周辺の海や生物の魅力を市民や観光客に伝えるために行っている事業

で、現在、市内7カ所にディスプレイを設置して放映。また、小中学生用の理科・社会教育へ対応するDVDを作成。

②オーシャンウィークの開催

「海とふれあい、海に親しむ」をテーマに、本構想を市民へ浸透させるために、市民参加型イベントとして隔年で開催。平成21年は開港150周年記念事業の一環として実施。

③水産・海洋に関する学習機会の促進

函館の子どもたちへ海の魅力を伝えるために、函館市や函館市教育委員会、北海道大学大学院水産科学研究院が様々な学習プログラムを実施。フィールドワークを含めた学習機会を提供することで、子どもたちの知的好奇心や科学技術への関心を高めるとともに、水産・海洋都市はこだてへの郷土愛を深める。

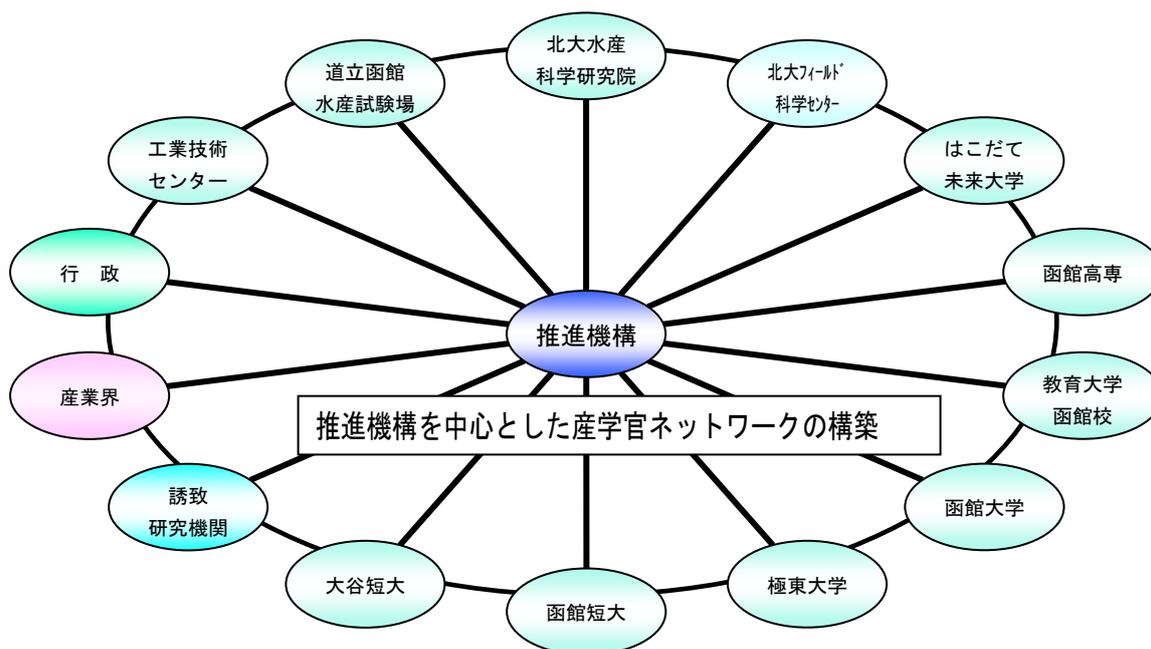
〔国際水産・海洋総合研究センターの整備〕

旧函館ドック跡地を、函館国際水産・海洋都市構想の研究拠点エリアと位置付け、港湾機能と一体となった、水産・海洋研究ゾーンを形成。跡地には、国・大学・北海道・民間などの学術研究機関が集積した複合的な研究施設として、「国際水産・海洋総合研究センター」を整備し、進出企業への技術支援や共同研究などを行う。

〔一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構の設立〕

函館国際水産・海洋都市構想を推進するため、平成21年4月に、産学官の協働により、一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構を設立。

今後は、この推進機構を中心に、学術研究機関の誘致や共同・受託研究の支援を行う一方、市民や観光客に「水産・海洋都市はこだて」の魅力を周知、本構想の実現を目指す。



6. 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の目標達成状況については、市が年度ごとにその達成状況を調査、評価し、改善すべき事項の検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し